

令和3年8月定例総会 (令和3年8月31日)

# 新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

## 令和3年8月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月31日(火) 午前10時00分～10時20分

2. 開催場所 北区役所 301-303会議室

3. 出席委員 (17人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	5番	佐藤 作栄
委員	6番	坂井 祐一
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (2人)

委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村 和也

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第27号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第26号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 4	部会報告 編集委員会報告
第 5	報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地の転用事実に関する照会書について 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に

ついて

6. 出席事務局職員

事務局 長

次 長

農地係 長

佐久間 清

島 貫 徹

浅 香 範 人

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和3年8月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、8番 小林 浩 委員、9番 此村 和也 委員の2名が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時00分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和3年7月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、5番 佐藤 作栄 委員、10番 佐藤 敏明 委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2 追加議案第27号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第26号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、を一括議題といたします。</p> <p>議案第27号及び第26号については、8月26日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案 第27号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は2件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番 所在地 北区長戸呂 以下記載のとおり</p>

譲受人 北区长戸呂 以下記載のとおり  
譲渡人 北区长戸呂 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 198平方メートル  
契約内容 贈与  
10アール当り対価 0円  
通作距離 1キロメートル  
譲受人の農業従事者数 1人  
譲受人の経営面積 1,218.13アール  
地域区分 農用地区域

譲渡人と譲受人は親戚関係ですが、譲渡人が高齢により耕作ができなくなり、譲受人に贈与することで話がまとまったものです。

#### 番号2番

所在地 北区长場 以下記載のとおり  
譲受人 北区长場 以下記載のとおり  
譲渡人 南区鷺野木新田 以下記載のとおり  
地目及び面積 田1筆 925平方メートル  
契約内容 売買  
10アール当り対価 60万円  
通作距離 1キロメートル  
譲受人の農業従事者数 4人  
譲受人の経営面積 227.15アール  
地域区分 農用地区域

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、遠方で耕作が難しくなり、規模拡大を考えている譲受人との間で売買することで話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第26号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

申請は1件です。議案書1ページをご覧ください。

#### 番号1番

所在地 北区太郎代 以下記載のとおり

	<p>転用者 北区太郎代 株式会社新生ゴム商会  所有者 北区島見町 以下記載のとおり  地目及び面積 畑1筆  5,300平方メートルの内802.47平方メートル  農地区分 第2種農地  契約内容 賃借権設定  転用内容及び土地利用面積  露天資材置場及び駐車場敷地 802.47平方メートル</p> <p>転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は3年前に申請地の隣接地を転用して借りていましたが、手狭になり、今回申請地も賃借できることになったため、資材置場と駐車場として使用することで話がまとまったとのことです。</p> <p>転用地は小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。申請者は、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第27号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、及び議案第26号 農地法第5条許可申請に関する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第4 部会報告 編集委員会報告を議題といたします。8月24日に、編集委員会を開催し、審議を願っておりますので、編集委員長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、編集委員会報告をいたします。</p> <p>本日の配布資料2ページをお開きください。</p>

議 長	<p>令和3年8月24日(火)午前10時より、区役所3階301会議室において、11月10日発行の農業委員会だより第45号の紙面構成等について編集委員会を開催いたしました。</p> <p>協議事項等については、報告書に記載のとおりであり、その結果編集委員会として承認されました。</p> <p>皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>編集委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、編集委員長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第5 報告事項を議題とします。</p> <p>事務局から報告を求めます。</p>
事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書2～5ページをご覧ください。</p> <p>最初に農地法第4条転用届出に関する受理について、1件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第5条転用届出に関する受理について、2件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、2件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、5件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和3年8月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時20分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議 長 首 藤 正 男

委 員 佐 藤 作 栄

委 員 佐 藤 敏 明